

4. 環境ラベル相互認証に係る調査

【目次】

4-1	日中韓相互認証に係る調査	2
4-2	その他の海外ラベルとの相互認証に関する調査	17
4-3	相互認証の拡大に向けた調査検討	26

4-1 日中韓相互認証に係る調査

4-1-1 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓 3 カ国は、日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005 年から日本のエコマーク、中国環境ラベルおよび韓国環境ラベル制度との間で基準の共通化および相互認証の実施に向けた検討を継続し、これまで毎年 1 回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催してきた。

2007 年に 3 カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ(PC)」が合意され、その後、2012 年には「MFD(プリンタ・複写機)」、2013 年に「DVD 機器」の共通基準に関する合意書が締結された。また、2012 年には「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」および「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、3 カ国の相互認証が開始された。これまで日韓間においては、この相互認証の仕組みを利用して日本から韓国環境ラベルの取得件数は 322 件を超えるなど、着実に活用実績が増加している。

2014 年度の 3 カ国の協議では、「テレビ」の共通基準の決定および合意書の締結、PC、MFD の共通基準の見直し計画の決定、テレビの次の共通基準化を行う商品カテゴリとして「プロジェクタ」および「文具類」を取り上げることが決定した。

2014 年度の協議のまとめ

- 3 カ国は、テレビの共通基準項目(共通基準項目：9 項目、部分的な共通基準項目：2 項目)を決定し、2014 年 11 月に RTM で「テレビ」の共通基準の合意書を締結した。
- 3 カ国は、次の共通基準を策定するカテゴリとして、「プロジェクタ」、「文具類」を選定した。
- 3 カ国は、既に策定した共通基準について、適切な見直しを実施することに合意した。
 - ①2015 年度に PC、MFD(複写機)の共通基準の改定を実施する。
 - ②MFD(プリンタ)の共通基準の再設定の議論を行い、共通基準項目 9 項目を決定した。ただし、3 項目は保留となり継続検討とした。
- 3 カ国は、各国のタイプ I 環境ラベルおよびグリーン公共調達制度の動向に関して相互に紹介し、情報を共有した。

現時点において 3 カ国で対象としている商品カテゴリと課題を以下表 4-1 にまとめた。3 カ国は今後も会議の場を通じて、お互いの信頼関係を高めるとともに、3 カ国の環境負荷低減や貿易障壁の低減を目的としてさらに対象カテゴリを拡大していく予定である。また、グリーン公共調達など関連施策に関する情報交換等を図り、3 カ国の協力体制を深めていくこととしている。なお、RTM については、2015 年度以降は日中韓環境大臣会合の下に設置されているビジネスフォーラムと統合される予定となっており、そのビジネスフォーラムや日中韓環境ラベル実務者会議を通じて、3 カ国の環境ラベル制度の発展や世界でも参考にされる相互認証制度の確立を目指し、継続的な議論や意見交換を実施する。

本業務においては、2014 年 8 月の日中韓環境ラベル実務者会議(韓国・ソウル)および 2014 年 11 月の RTM(日本・香川)の協議内容を次章以降に報告する。

表 4-1. 3 カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ

対象商品カテゴリ 共通基準名	対応する各国の基準			特記事項(課題等)	
	日本	中国	韓国		
パーソナルコンピュータ (PC) CJK-01-2007(A)	No.119 Ver.2	HJ/T313 -2006	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015年度は共通基準の改定を実施する。	
複合機 (MFD)	プリンタ CJK-02-2012(B)	No.122 Ver.2	HJ/T302 -2006	EL142	2015年度は日本の基準改定に伴い、共通基準の改定を実施する(2014年度から継続)。
	複写機 CJK-03-2009(A)	No.117 Ver.2	HJ/T424 -2008	EL141	
DVD 機器 CJK-04-2013(A)	No.149 Ver.2	HJ2511- 2012	EL432	2013年10月に共通基準の合意書を締結し、相互認証が開始された。	
テレビ CJK-05-2014(A)	No.152 Ver.2	HJ2506- 2011	EL431	2014年11月に共通基準の合意書を締結し、相互認証が開始された。	
プロジェクタ —	No.145 Ver.1	HJ2516- 2012	EL146	2015年度は共通基準策定を行う。	
文具類 —	Ver112 Ver.2	HJ572- 2010	EL108	日本の基準が改定された後に、共通基準策定の協議を行う。	

4-1-2 日中韓環境ラベル実務者会議

4-1-2-1 開催概要

日 時	2014年8月21日(木)、22日(金)
場 所	韓国・ソウル
会 場	プレジデントホテル 19階 VIP II ルーム
出席者	<p><日本：3名> 公益財団法人日本環境協会(JEA) 宇野 治(常務理事・エコマーク事務局長) 大澤 亮(基準・認証課 課長代理) 小林 弘幸(基準・認証課)</p> <p><中国：4名> 中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC) Mr. Gu Jiangyuan (顧江源) 管理者代表 ★</p> <p>中国環境保護部環境認証センター(ECC) Mr. Cao Lei (曹磊) 基準・政策研究室主任 Ms. Liu Ruo'an (柳若安) 基準・政策研究室 副主任 ★ Ms. Li Ying (李穎) 基準・政策研究室</p> <p><韓国：3名> 韓国環境産業技術院(KEITI) Mr. Sang-hwa Lee (環境基準マネジメント事務局 Office Director) Mr. Dai-hoon Lee (環境基準マネジメント事務局 Specialized Researcher) Mr. Ko Moon Ju (基準認証チーム *国際協力担当) ★ Ms. Yoo-Kyeong Jung(環境基準マネジメント事務局 Team Manager) Ms. Hyunju Lee(持続可能性戦略事務局 Associate Researcher) ★</p> <p>★：日中韓実務者会議に初めて出席</p>
言 語	日本語－韓国語の逐次通訳、中国語－韓国語の逐次通訳
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・日中韓の環境ラベルとグリーン公共調達最新動向について ・テレビの共通基準項目の確認と共通基準の合意書締結について ・日中韓で共通基準化を行う次の商品カテゴリに関する議論 ・PCおよびMFDの共通基準の見直し計画について (MFD(プリンタ)の共通基準項目の再設定に関する議論)

4-1-2-2 議事次第

1 目 目

Time	Content	Speaker
9:00-9:30	Opening <ul style="list-style-type: none"> • Welcome Remarks by KEITI • Remarks by ECC and JEA 	
9:30-12:00	Common criteria on TV <ul style="list-style-type: none"> • Confirmation of common criteria • Remarks by KEITI and Comment by JEA & ECC on each clause • Discussion on disharmonized and partially 	KEITI Remarks ECC & JEA respond

	harmonized criteria	
	<ul style="list-style-type: none"> • Draw the final harmonized clauses • Outcome reporting method to the 2014 RTM in Japan 	
12:00-13:30	Lunch	
13:30-15:30	Products for Next Targets <ul style="list-style-type: none"> • Presentation on Background & Necessity of Next target criteria supposed by ECC & JEA • Decision on the next targets 	ECC, JEA (15 minutes each)
15:30-15:50	Coffee Break	
15:50-17:00	Products for Next Targets(continue) <ul style="list-style-type: none"> • Comments & Discussion on overall harmonization by each country (*) 	All parties
17:00	Adjournment	

2 目 目

Time	Content	Speaker
9:00-10:30	Revision of MRA on MFD Common Criteria <ul style="list-style-type: none"> • Presentation of necessity on revision by JEA • Decision whether revision of common criteria be made or not. 	JEA Presented, and All discuss
10:30-10:45	Coffee Break	
10:45-12:30	Revision of MRA on MFD Common Criteria(continue) <ul style="list-style-type: none"> • Discussion on overall harmonization(*) 	JEA Remarks ECC & KEITI respond
12:00-13:30	Lunch	
13:30-14:15	Current Status of Eco labeling Program <ul style="list-style-type: none"> • Situation of Domestic law & regulations on green consumption and Green public procurement, etc. • Criteria development/ review plans • Effort to make to promote green consumption, etc. 	All Parties (15 minutes each)
14:15-14:30	Coffee Break	
14:30-15:30	Current Status of Eco labeling Program(continue) <ul style="list-style-type: none"> • Q & A on the contents of presentation Discussion on methods supporting for promotion of Eco labeling products in each countries <ul style="list-style-type: none"> • Vitalization of Green Consumption and Government Public Procurement 	All Parties
15:30-16:00	Wrap up <ul style="list-style-type: none"> • Review the subjects & conclusion of WLM, and discuss the Future plans. 	All Parties

4 - 1 - 2 - 3 協議内容のまとめ

本会議での結論は以下の通りである。

<まとめ>

- (1) 3カ国は、テレビの共通基準項目(共通基準項目：9項目、部分的な共通基準項目：2項目)を決定し、2014年11月に開催されるRTMでの合意書の締結を目指す。
- (2) 3カ国は、次の共通基準を策定するカテゴリは以下の2つを選定した。
- ①「プロジェクト」(担当：日本)
 - ②「文具類」(担当：中国)
- 文具類については、日本のエコマーク基準が改定中のため、改定作業が終了後に議論を開始する。
- (3) 3カ国は、既に策定した共通基準について、適切な見直しを実施することに合意した。具体的には、「パーソナルコンピュータ(PC)【CJK-01-2007(A)】、「MFD(プリンタ、複写機)【CJK-02-2012(B)、CJK-03-2009(A)】とする。
- ①PCの共通基準項目の改定作業は、韓国が担当する。
 - ②MFD(プリンタ)の共通基準の再設定(担当：日本)については本会議で議論を行い、共通基準項目9項目を決定した。ただし、3項目は保留となり、継続検討とした。
 - ③MFD(複写機)の共通基準の改定作業は、中国基準の改定後に日本が作業を実施する。(担当：日本)
- (4) 3カ国は、各国のタイプI環境ラベルおよびグリーン公共調達制度の動向に関して相互に紹介し、情報を共有した。

4-1-2-4 議事概要

1) テレビの共通基準項目の確認と共通基準の合意書締結について

テレビは、2011年5月に共通基準を策定する商品カテゴリとして採択され、各国で環境ラベル基準を策定しながら、3カ国でも共通基準を策定してきた。共通基準項目は、2013年9月の日中韓環境ラベル実務者会議(日本・札幌)において議論したが、その時点では韓国のテレビ基準は改定作業中であった。2014年3月に韓国の基準が改定されたことから、本会議において共通基準項目の再議論(表4-2)を行い、共通基準項目を決定した。

この結果を受けて、3カ国は「テレビの共通基準の合意書」を2014年11月のRTM(日本・高松)での締結を目指すことに合意した。合意書の内容については、2013年締結の「DVD機器の共通基準の合意書」をもとに作成され、電子メールで各国が最終確認をすることとなった。

表4-2. テレビの議論の内容

No.	項目	議論の内容
1	適用範囲	3カ国の適用範囲は基本的に同じであるが、CRTまたはチューナーを有しないテレビは3カ国の共通基準の対象から除くこととする。従って、 部分的な共通基準項目(Partially CJK-harmonized) とする。
2	環境法規の順守	共通基準項目(CJK-harmonized) とする。
3	待機時消費電力	日韓の基準では待機時消費電力が0.3W以下と一致している。中国基準はハードスイッチの有無で基準値が異なっているが、ハードスイッチを有さないテレビの待機時消費電力は0.3W以下と日韓と共通としている。従って、 ハードスイッチを有さない機器に

No.	項目	議論の内容
		限り、共通基準項目(CJK-harmonized)とする。
4	自動輝度調節機能	共通基準項目(CJK-harmonized)とする。
5	RoHS 指令	韓国基準を最新の RoHS 指令に変更したため、共通基準項目(CJK-harmonized)とする。
6	難燃剤	3カ国とも規定している難燃剤として PBB、PBDE、短鎖塩素化パラフィンが共通している。中国基準ではさらに TBBA、HBCD、DBDPO を規定している。そのため、3カ国の部分的な共通基準項目(Partially CJK-harmonized)とする。 日本からは HBCD は POPs 条約で禁止されている難燃剤であり、日本では製造や使用、輸出入が原則禁止されていることと、DBDPO は PBDE の一種として含まれており、使用が認められていないことを説明した。
7	分解容易性を目的とした材質表示	共通基準項目(CJK-harmonized)とする。
8	分解・リサイクルを容易にするための使用素材の選択	共通基準項目(CJK-harmonized)とする。
9	包装材料	2013年9月に札幌で開催された会議では、日本の該当基準項目の M6 基準は削除することとなっていたが、反映されていないため、表から削除したうえで共通基準項目(CJK-harmonized)とする。また、中韓の基準項目の番号も修正した。
10	分解する工具	上記 No.9 と同様に日本基準の M12 基準は削除することとなっていたが反映されていないため、削除したうえで共通基準項目(CJK-harmonized)とする。
11	内蔵電池	共通基準項目(CJK-harmonized)とする。

< 結論 >

- 3カ国は、テレビの共通基準項目(共通基準項目：9項目、部分的な共通基準項目：2項目)を決定した。
- 2014年11月に開催予定の RTM(日本・香川)にて3カ国の「テレビの共通基準の合意書」の締結を目指す。

2) 日中韓で共通基準化を行う次の商品カテゴリに関する議論

① プロジェクタ

次の共通基準の対象カテゴリとして、日本は「プロジェクタ」を提案した。提案理由として、市場規模の将来的な拡大が見込まれる点と国際エネルギースタープログラムの対象とされておらず、日中韓が主導的に展開していくことができる点、さらにすでに3カ国で基準を有している点を挙げた。

< 議論 >

韓国では将来的に水銀ランプ使用製品を対象外とすることを検討しており、水銀ランプ

の使用有無についてさらに議論が必要であると主張した。日本としては、将来的に水銀ランプが代替される可能性が高いことは同意するものの、まずは3カ国で共通基準を策定し、その後で水銀ランプの使用を削減されるように各国の基準改定等を通じて事業者を誘導すべきであり、その時点で共通基準も改定していくことを提案した。中国、韓国側も賛意を示したことから、次の共通基準を策定するカテゴリとして選定された。

<結論>

- 3カ国は、プロジェクトを次の共通基準を策定するカテゴリとすることを決定した。
- 日本はプロジェクトに使用される光源の特性(輝度、光源寿命、消費電力)について調査し、次回の実務者会議で報告する。

②文具類

次の共通基準の対象カテゴリとして、中国は「文具類」を提案した。文具類は国民の生活に密着している品目であり、子供から大人まで非常に身近な必需品である。そのため、3カ国で共通基準を策定することで消費者の環境意識が向上し、環境ラベルが付与された文具類のニーズが向上するとともに、安全性の向上に繋がる。さらに市場での消費需要が大きいことと、文具類を輸出する場合の貿易障壁を軽減することができることも、文具類の共通基準策定を提案する理由として説明があった。また、中国側からは3カ国の文具類基準が対象とする範囲が共通しているとの報告があった。

<議論>

3カ国は、各国の文具類基準が素材ごとに基準設定され、有害物質や包装材料の観点について共通して基準を設定しているとの共通認識を持った。中国では木製文具類に関する基準は有していない。また、中国では14歳以下の青少年が使用する文具類については強制規格としてGB基準があり、フェノールや重金属の基準をさらに厳しく制限する動きがある。共通基準を策定することに日本、韓国側も賛意を示したことから、次の商品カテゴリとして選定された。なお、中国環境ラベルの文具類基準(HJ572)の見直しをする予定は現時点ではない。日本はNo.112「文具・事務用品 Version1」基準を見直し中であり、2015年度の制定を予定している。そのため、共通基準の策定は日本の基準が改定された後に協議を行うこととなった。

<結論>

- 「文具類」を次の共通基準の対象カテゴリとして選定した。
- 日本は文具類基準が改定され次第、中国が3カ国の基準比較表を作成する。

3) PCおよびMFDの共通基準の見直し計画について

日本は、既に策定した共通基準について、適切な見直しを実施することとして次のように提案した。3カ国が最初に共通基準化を検討した「パーソナルコンピュータ(PC)」については、2007年に共通基準を策定してから既に7年が経過している。その間、3カ国のPC基準はともに数回の基準改定が行われているが、共通基準には反映されていない。3

カ国で策定した共通基準を適切に維持するためにも、PCの共通基準の改定作業を実施する必要がある。また、MFDについても、エコマークの基準が全面的に改定されたため、共通基準の見直しを行う必要がある。MFDは日本が、PCは韓国が担当して、2015年の日中韓環境ラベル実務者会議を目標に改定作業を行うことを日本から提案した。中国、韓国とも改定を実施することに賛同した。

<結論>

- ・ PCの共通基準の改定作業を韓国が担当し、基準の比較表を作成する。
- ・ MFD(プリンタ、複写機)の共通基準の改定作業を日本が担当し、基準の比較表を作成する。

◆MFD(プリンタ)の共通基準項目の再設定に関する議論

前項での結論を受けて、MFD(プリンタ)の共通基準項目の再設定に関する議論を行った。MFDは、日本のエコマーク基準が2014年5月に全面的に見直され、No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」基準が制定されたことを受けて、共通基準項目の再設定を議論する必要性が生じている。2012年に改定したMFD(プリンタ)の共通基準(CJK-02-0212(B))をもとに、日本基準の改定分と韓国のプリンタ基準の改定分を加えて日本側が作成した比較表を用いて議論を行った(表4-3)。なお、韓国のプリンタ基準は2014年中の部分改定の完了を予定している。

MFD(複写機)の共通基準は、中国の複写機基準が改定されたのちに、再設定の議論を行うこととなった。

表4-3. プリンタの主な議論の内容

No.	項目	確認内容
0	適用範囲	日本の新基準では、適用範囲として新たにファクシミリ、スキャナが追加された。ただし、3カ国の共通基準は、今まで通りプリンタとそのMFDを対象とする。
1	製品設計(3R設計)	日本基準はほぼ変更がないため、従来通り 共通基準項目(CJK-harmonized) とする。
2	色材カートリッジの設計	本項目も共通基準に影響を与えるような変更点はないため、従来通り日中の 共通基準項目(CJ-Harmonized) とする。
4	トナーカートリッジ、トナー容器、インクカートリッジ等消耗品の回収システム等	共通基準に影響を与えるような変更点はないため、従来通り 非共通基準項目(Non-Harmonized) とする。
6	両面印刷機能	共通基準に影響を与えるような変更点はないため、 共通基準項目(CJK-harmonized) とする。
10	包装材料	韓国基準が2013年に改定され、日本基準も改定が行われた箇所である。今までは 部分的な共通基準項目(Partially CJK-Harmonized) とであったが、テレビの共通基準の議論と同様、3カ国とも同じ設計思想であるため、 共通基準項目(CJK-harmonized) とする。
11	エネルギースター	3カ国ともVersion1.1を引用し 共通基準項目

No.	項目	確認内容
	プログラム	(CJK-harmonized) としていたが、2014年1月にエネルギースタープログラムの基準が Version2.0 に改定され、それに併せて韓国と日本は Version2.0 の引用を開始している。従って、 日韓の共通基準項目(JK-Harmonized) とする。
14	有害物質、難燃剤	韓国基準は改定される予定となっているが、改定内容も影響のある変更はないため、従来通り 共通基準項目(CJK-harmonized) とする。
15	電子写真方式プリンタの TVOC	日本はブルーエンジェルの最新基準 RAL-UZ171 にあわせて試験対象に未同定 VOC を追加した。ただし、基本的な内容は同じであるため、そのまま 共通基準項目(CJK-harmonized) とすることを提案した。 韓国：韓国も基準改定時にブルーエンジェル基準の反映を検討しているが、オゾンについては反映させるか検討しており、共通基準項目と結論付けるためには時間が必要であると主張した。中国側も賛同したため、本項目は 保留 とする。
16	微粒子	RAL-171 にて新しく設定された基準項目であり、日本基準においても採用した。本基準項目については中国の複写機基準の改定においても採用を検討していると聞いている。現段階では、 非共通基準項目(Non-Harmonized) である。
17	インクジェットプリンタの TVOC	今まで日本だけがインクジェットプリンタの TVOC 基準を設定していなかったが、今回の新基準では基準項目として設定した。 No.15 と同じ項目のため 保留 とする。
25	殺虫・殺菌性物質	日本の新基準では、EU の殺虫・殺菌性物質に関する指令を反映させ、防腐剤等の有害性に関する規定である。ブルーエンジェルでは旧 EU 指令を引用しているが、日本基準は最新の EU 指令((EU)No528/2012)を引用している。現段階では、 非共通基準項目(Non-Harmonized) である。
27	電池	韓国基準に合わせて日本基準を改定した基準項目である。EU 指令の番号に変更があったため、新しい番号を記載している。内容に変更はないため 共通基準項目(CJK-harmonized) とする。
28	製品に使用される光源に含まれる水銀およびその化合物	日本の新基準で新たに設定した基準項目である。対象となる光源は、原稿読み取り用の光源やコントロールパネルのバックライトであり、水銀の使用を規定している。現段階では、 非共通基準項目(Non-Harmonized) である。
29	機器の騒音	2012 年の日中韓実務者会議の議論にて、中国と韓国基準に違いがあるという指摘があった項目である。現行基準では、違いはないと認識しており、日本から 共通基準項目(CJK-harmonized) とすることを提案した。 韓国から機器の騒音は、サウンドプレッシャーレベルで基準化することが適切であるとの意見があり、本項目は 保留 となった。
33	フロン類	日本の No.117「複写機」や No.122「プリンタ」基準では本項目を設定しており、日中の 共通基準(CJ-Harmonized) としていたが、日本の新基準では本項目が削除されたため 非共通基準項目(Non-Harmonized) とする。
39	トナーカートリッジ	今まで共通基準としていたが、日本の新基準が韓国基準と同

No.	項目	確認内容
	ジ・トナー容器に使用されるプラスチック材料	様に消耗品に特化して基準設定をしないこととしたため削除した。そのため 非共通基準項目(Non-Harmonized) とする。

<結論>

- MFD(プリンタ)の共通基準としては、3カ国の共通基準項目(CJK-harmonized)を9項目とし、No.15(電子写真方式の機器のTVOC等)、No.17(インクジェット方式の機器のTVOC等)およびNo.29(騒音)の3項目は継続検討項目として保留とする。継続検討項目については各国での検討が終了次第、他の2カ国に情報共有し最終決定する。
- MFD(複写機)の共通基準の改定については、中国の基準が改定された後に日本が比較表を作成し、中国・韓国に送付することとする。

4) 日中韓の環境ラベルおよびグリーン公共調達制度(GPP)の最新動向について

3カ国は、各国のタイプI環境ラベルおよびグリーン公共調達制度の動向に関して相互に紹介し、情報を共有した。

①中国

2013年12月末時点の中国環境ラベルの状況は以下の通りである。

- ・ 商品カテゴリ数(基準数)：95
- ・ 2014年中の制定予定の基準数：6
- ・ 2014年中の改定予定の基準：自動車(その他基準の見直しも適宜実施している)
- ・ 認定商品数：15万商品以上
- ・ 企業数：約2,400社(2014年中に2,600社に増加させることを目標としている。なお、認定商品を有する事業者は毎年300社ずつ増加している)
- ・ グリーン市場の規模：1.45兆元

<その他のトピックス>

- ・ 認定商品の分布：95商品カテゴリのうち、認定数が多い基準、認定数が少ない基準、認定商品が存在しない基準がそれぞれ1/3ずつである。認定商品が存在しない基準は、その分野の企業が環境ラベルへの認識が低いとともに、中国環境ラベルの普及不足、ならびに公共調達リストの対象外であることが理由である。
- ・ 中国環境ラベルは2014年に20周年を迎えるにあたり、成果評価(CO₂の削減効果など)を行う予定である。

●グリーン公共調達について

環境保護部は年2回公共調達リストを公表しており、地方政府を含めてこのリストから調達することを求められている。リストへの掲載条件は、認定を取得することである。財政部と国家発展改革委員会(NDRC)が主導する「省エネ製品、政府調達品リスト」は、その名のとおり省エネ製品を対象にしたリストである。財政部と環境保護部が主導する「環境ラベル製品、政府調達品リスト」とは基本的に対象カテゴリが異なっており、政府調達においては両方とも優位性に差異はない。現在、財政部では環境ラベル等の認証

を条件とすることは、一部では行き過ぎではないかとの意見もあり、今後見直しが検討される可能性もある。

②韓国環境ラベル

韓国環境ラベルの現状は以下の通りである。

- ・ 商品カテゴリ数(基準数)：155(2014年8月現在)
- ・ 直近1年間の制定基準数：6(改定26、廃止1)
- ・ 今後の新規基準策定予定数：5～6(自動車用品やスポーツ用品、乳幼児製品、キャンプ用品、水遊具、キッチン用品等から選定)
- ・ 2014年上半期の改定基準数：7
- ・ 2014年下半期の改定基準数：14(告示待ち)
- ・ 認定商品数：11,889商品(2014年6月現在)
- ・ 企業数：2,171社(2014年6月現在)
- ・ グリーン市場の規模：30,909万USドル(2013年)
- ・ 韓国側の集計によると、日本のエコマークを取得し相互認証を活用して韓国の環境ラベルを取得した商品は、2010年から現在までで346商品にのぼるとのことであった。

●グリーン公共調達について

2005年に「環境配慮型商品の購入促進法」が制定され、中央政府および地方公共団体を対象にGPPの実施が義務付けられた。GPP対象品目について、韓国環境ラベル商品またはグッドリサイクル商品の調達を義務付けられており、その旨は上記法律に明記されている。調達者が直接購入する場合、ならびに間接購入する場合(委託の場合)も適用される。



日中韓3カ国実務者会議風景

4-1-3 第14回日中韓環境産業円卓会議(RTM)

4-1-3-1 開催概要

日 時	2014年11月19日(水)~21日(金)
場 所	日本・香川県高松市
会 場	香川県高松市かがわ国際会議場
主 催	日本国環境省(共催)、香川県(共催)、高松市(共催)
出席者	<p>◆日本代表団:10人</p> <p><u>山本 良一</u> 東京大学名誉教授 東京都市大学教授 <u>吉川 和身</u> 環境省 総合環境政策局 環境研究技術室長 <u>野崎 教之</u> 環境省 総合環境政策局 環境経済課 課長補佐 <u>齋藤 英亜</u> 環境省 総合環境政策局 環境経済課 課長補佐 <u>永宮 卓也</u> 環境省 総合環境政策局 環境経済課 環境専門調査員 <u>嶋田 章</u> 環境省 総合環境政策局 環境研究技術室 調整係 <u>宇野 治</u> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 事務局長 <u>藤澤 龍太郎</u> 三菱マテリアル(株) 資源・リサイクル事業本部 環境リサイクル事業部 循環システム推進部 部長補佐 <u>壺井 明彦</u> 香川県直島環境センター 所長 <u>大澤 亮</u> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 課長代理 (香川県、高松市、事務局:アーツアンドクラフツ株式会社)</p> <p>◆中国代表団:3人</p> <p><u>Ph.D. Wang Chen</u>, China-ASEAN Environmental Cooperation Center <u>Mr. Xi Wang</u>, China-ASEAN Environmental Cooperation Center <u>Mr. Shao Kunkun</u>, Jiangsu PHILIP Environmental Engineering Co., Ltd</p> <p>◆韓国代表団:8人</p> <p><u>Ph.D. Yang Myung-Sik</u>, Deputy Director of The Ministry of Environment <u>Mr. Park Yong Beom</u>, The Ministry of Environment <u>Mr. Lee, Cheol-Gyu</u>, J-E TECH Co.,Ltd <u>Mr. Cho Kil-Nam</u>, CEO, SSENG <u>Ph.D. Gang-Soo</u>, Kwak, POSCO Research Institute <u>Mr. Young-Min Khim</u>, ECO Energy Holdings Co., Ltd <u>Ms. Lee, Young-Joo</u>, Korea Environmental Industry Association <u>Ms. Cho, Eun-Mi</u>, Korea Environmental Industry Association</p>
言 語	日本語、中国語、韓国語の同時通訳

4-1-3-2 会議の目的

第14回RTMは3カ国の環境産業の交流を目的とし、「環境産業技術交流」、「環境マネジメント」、「環境ラベル」および「廃棄物に関する環境促進政策」の4つのテーマで議論が行われた。会議には、政府機関として日本環境省、中国環境保護部(中国アセアン環境協力センター)、韓国環境省、環境ラベル運営機関として公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局、および各国の事業者など25名余りが参加した。

4-1-3-3 議事次第(第3セッション)

テーマ：環境ラベル	
◆導入 13：30～13：35	内 容:セッションテーマ導入 環境省 総合環境政策局 環境経済課 課長補佐 野崎 教之
◆報告(日本) 13：35～13：50	環境ラベルの進展に関する報告 登壇者：公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課 課長代理 大澤 亮
◆調印式典 13：50～14：00	公益財団法人日本環境協会 常務理事・エコマーク事務局長 宇野 治 Kim, Man-Yeong, Director, Korea Environmental Industry & Technology Institute(欠席)

1) セッションテーマ導入

第3セッションのテーマの説明が、以下のように環境省からあった。

本テーマであるタイプI環境ラベル制度は、環境配慮型製品に対する消費者の選択のための目安となっている。環境ラベル分野の3カ国の協力は、2005年の第5回RTM(東京)において、3カ国の環境ラベル基準の調和化を推進していくことに合意してから、9年に渡り協議を継続してきた。今までの成果としては、2007年に「パーソナルコンピュータ」分野における3カ国の相互認証協定の締結を最初として、それ以降「複合機」、「DVD機器」と着実に対象となる商品カテゴリを拡大してきた。これまでに3カ国で5つの相互認証協定が締結され、またこれらの対象カテゴリにおいて3カ国の相互認証の実績が200例を超えるなどの実績が上がりつつある。本セッションでは、日本のエコマークの運営団体の日本環境協会から、2014年の日中韓の環境ラベル間の進捗について報告を行い、その後2012年から協議を進めている「テレビ」の共通基準に関する合意書を締結する。なお、中国・韓国の調印者は急遽来日できなくなったため、予め中国から調印した文書を持参し、日本の責任者が署名し、後日、韓国代表団が調印し締結となる。

2) 環境ラベルの進展に関する報告 資料編 4-1 参照

日本のエコマーク事務局から日中韓の環境ラベル機関を代表して「日中韓環境ラベル間の環境ラベルの協力」について報告した。2005年の第5回RTMにおいて、3カ国の環境ラベル基準の調和を図っていくことに合意し、以降実務者会議において継続的に議論を行ってきた。これまでの歴史を説明し、これまでの成果として、PC、MFD(複写機、プリンタ)、DVD機器およびテレビの共通基準の合意書、相互認証の活用例が200例以上にのぼること、4種の共通基準の合意書、認証手順に関する2種の合意書の計6種の合意書が締結されたことを述べた。次に2014年度の進捗として、2014年8月に韓国で行われた実務者会議の報告を行い、テレビの共通基準項目として9項目、部分的な共通基準項目として2項目となったことを述べ、次の計画として、次の共通基準を策定するカテゴリが「プロジェクト」、「文具類」に決定されたことを報告した。また、3カ国の共通基準の適切な見直しを実施することの重要性を説明した。具体的な品目としてPCおよびMFD(プリンタ、複写機)を挙げ、MFD(プリンタ)については8月の協議で決定できなかった項目を早期に解

決することを課題とした。最後に日中韓の相互認証の成果が世界各国のタイプI環境ラベルにおいても認識されつつあることを説明し、さらなる3カ国の緊密な協力が重要であると述べた。



RTM での報告の様子

3) 調印式典

「テレビ」共通基準の合意書の締結については、中国と韓国環境ラベルの責任者が急遽本会議に出席できなくなったため、中国側が持参した合意書(中国側の署名入りのもの)に、日本側が署名した。後日韓国側が署名したのち有効となった。(合意書は資料編 4-2 参照のこと)



合意書締結セレモニーの様子





4-1-3-4 今後の本会議について





今後の RTM については、日中韓環境大臣会合(TEMM)のもとに設置されたビジネスフォーラムと統合される方向となっている。

4-2 その他の海外ラベルとの相互認証に関する調査

本項では、日本のエコマークが相互認証協定を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した(表 4-4)。2015 年 3 月現在、エコマークが相互認証協定を締結している環境ラベル機関は以下の 8 機関である。

表 4-4. 相互認証協定(MRA)を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク				
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国	ニュージーランド
ラベル名	ノルディック スワン	韓国環境ラベル	中国環境ラベル	ニュージーラン ド環境チョイス
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル 委員会	韓国環境産業技 術院(KEITI)	中環連合(北京)認証 センター有限公司 (CEC)、中国環境保 護部環境認証センタ ー(ECC)	ニュージーラン ド エコラベリ ング トラスト (NZET)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	パーソナルコン ピュータ、 MFD(複写機、プ リンタ)、DVD 機 器、テレビ	パーソナルコン ピュータ、 MFD(複写機、プ リンタ)、DVD 機 器、テレビ	複写機、プリンタ
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年	2004 年
活用実績	あり	あり	なし	あり

ロゴマーク				
国・地域	タイ	台湾	カナダ(北米)	ドイツ
ラベル名	グリーンラベル	グリーンマーク	エコロゴ	ブルーエンジェル
ラベル機関 (運営機関)	タイ環境研究所 (TEI)	環境開発財団 (EDF)	UL Environment, Inc.	連邦環境・自然保 護・建設・原子力 安全省(BMUB)、 連邦環境庁 (UBA)、品質保 証・表示協会 (RAL gGmbH)、環 境ラベル審査会 (Jury)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	—	—	—
基本契約締 結時期	2004 年	2003 年	2014 年	2014 年
活用実績	なし	なし	なし	なし

4-2-1 北欧5カ国「ノルディックスワン」

北欧5カ国(アイスランド共和国、スウェーデン王国、デンマーク王国、ノルウェー王国、フィンランド共和国)の環境ラベル「ノルディックスワン」(運営:北欧エコラベル委員会)は、現在、55の基準(200以上の商品カテゴリ)において、9,000以上の商品およびサービス(ライセンス数:1,880、企業数:約1,300社)が認定を受けている(2015年3月時点)。



2002年にエコマークと北欧5カ国による北欧エコラベリング委員会は、環境ラベル認証基準の部分相互認証契約「Agreement between Japan Environment Association and the Nordic Ecolabelling Board」を締結している。それ以降、この制度を活用し「Imaging equipment Version 5.4」基準において相互認証が実施し、2010年から2014年3月までに62機種について事業者からの依頼を受け、エコマーク事務局は相互認証用の「エコマーク認定証(英文)」を発行した。現地法人がノルディックスワンに申請する際、この証明書類を提出することにより、共通基準項目の審査が省略できる。毎年、着実に相互認証制度が利用されており、審査期間が短縮されるなどの効果が確認されている。

2013年6月20日にノルディックスワンの複写機、プリンタ基準である「画像機器」(Imaging equipment Version 6.0)の新基準が発効したため、従来の基準には明記されていたエコマークとの共通基準は削除された。これは新基準がドイツ・ブルーエンジェルRAL-UZ171基準をもとに策定された結果であり、2014年4月以降のエコマークとの相互認証は実質的に停止していた。

そこで、エコマークの複写機・プリンタ基準も、RAL-UZ171を参考に見直しを実施し、2014年5月にエコマーク商品類型No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version 1」基準を制定するとともに、同6月からノルディックスワンの実務担当者との共通基準の再設定の議論を進め、11月北欧エコラベル委員会で審議を経たのち、2015年2月17日にノルディックスワン「画像機器」基準がVersion 6.2に改定された。エコマークとノルディックスワンの相互認証の受付は同日より再開された。今後、従来と同様に相互認証を活用したノルディックスワンの申込が期待される。

ノルディックスワンでは、現在「コーヒーマシンサービス」、「株式ファンド(金融商品)」、「建築物の改修」を新規カテゴリとして追加する予定である。また、「室内塗料およびワニス」、「耐久性木材」、「建築、装飾、家具用パネル」、「住宅」、「食料品店」、「工業用洗浄剤」、「食品工場用清掃薬剤」および「キャンドル」基準を改定作業中である。

4-2-2 大韓民国「韓国環境ラベル」

韓国環境ラベルの相互認証の実施と課題については、前章までに日中韓の相互認証の協議状況の中で報告した。エコマークと韓国環境ラベルとの相互認証の活用状況については、エコマークの認定を受けた商品を、韓国環境ラベル取得のため韓国現地法人から韓国環境産業技術院(KEITI)に申請し、認定を受けたものが2015年1月末時点で322機種ある。



その他、韓国環境ラベルの最新情報としては、2015年1月31日時点で153以上の製品、5サービスの基準が設定されており、13,345商品が認定(2,092社)を受けている。また、新規に基準を策定する商品カテゴリとしては、「ポリッシャー」、「紙用シュレッダー」、「クール/ウォームビズ用の衣服」、「冷媒回収・精製装置」および「エコツーリズムサービス」が挙げられている。また、「塗料」、「脱臭剤」、「芳香剤」、「ガスボイラー」、「産業ガスボイラー」、「低ノイズ建設機械」、「リサイクルゴム製品」、「再生木材製品」、「プリンタ」、「複写機」、および「トナーカートリッジ」などの基準を現在改定中である。

前述したとおり、2014年8月に韓国・ソウルで開催した日中韓環境ラベル実務者会議にて、2014年5月に制定したエコマーク No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」基準に対応するMFD(プリンタ)の共通基準再設定の協議を行ったが、合意には至らなかった。

2014年5月以降、エコマークのNo.155基準に対応する共通基準が設定されていないために、No.155基準で認定を受けた商品を韓国環境ラベル申請した場合、相互認証が活用できずに審査が停止するケースが発生していた。そのため、数社から日韓双方のラベル機関に相談が寄せられた。これに対応するために、12月に日韓の実務担当者で協議を行い、2015年1月からは、エコマーク事務局から相互認証用の「エコマーク認定証」を発行し、その認定証には、「No.155基準は、旧No.117「複写機 Version2」またはNo.122「プリンタ Version2」の基準を満たす」と記載することで、No.155の認定商品でも暫定的に従来の相互認証の手続きを利用できるようにした。また、これまでこの認定証を発行していなかったために、日本で認定を受けた機種名と韓国で申請する機種名が異なる場合、韓国側での審査に時間がかかるケースや相互認証が活用できなかったケースがあったため、認定証にはその対応関係を記載することとした。2015年1月以降、(公財)日本環境協会は、韓国に申請する24機種に対して相互認証用の「エコマーク認定証」を発行した。

2015年度は、3カ国でMFD(複写機、プリンタ)の共通基準を再設定し、相互認証を活用した中国環境ラベルの取得について試験運用を進めていくこととしている。

4-2-3 中華人民共和国「中国環境ラベル」

中国環境ラベルの相互認証の実施と課題については、韓国と同様に前章までに日中および日中韓の相互認証の協議状況の中で報告した。2015年3月時点ではエコマークと中国環境ラベルとの相互認証の活用実績は未だない。そのため、日中では2013年7月に協議を実施し、認証機関である中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC)の実務担当者



と相互認証の実務面での協議を行い、認証手続きに関する合意形成ができ、2014年度に日中間で相互認証の実現に向けた試験運用を行うことで合意していた。2014年6月から複写機、プリンタを対象に協力いただける事業者の募集を開始したが、直近で中国環境ラベルを申請する計画がないと回答する事業者や、今回の試験運用は2014年5月に制定したエコマーク No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」基準との共通基準ではなく、旧No.117「複写機 Version2」またはNo.122「プリンタ Version2」との共通基準であることから、事業者から試験運用の協力は得られなかった。現在、前章で報告したとおり、MFDの3カ国の共通基準の見直しの協議を実施しており、2015年度

中には3カ国でMFD(複写機、プリンタ)の共通基準を再設定し、相互認証を活用した中国環境ラベルの取得について試験運用を進めていくこととしている。

中国環境ラベルの最新情報としては、2013年12月末時点で95の商品カテゴリーの基準が設定されており、150,000製品以上(約2,400社)が認定を受けている。また、2014年は自動車をはじめとした6種の基準を策定/改定する予定としている。なお、複写機基準についても2015年3月現在見直し中であり、3カ国で情報交換を進めることを確認している。

4-2-4 ニュージーランド「環境チョイス」

ニュージーランド エコラベリング トラスト(NZET)が運営している「ニュージーランド環境チョイス」では、現在、39の商品カテゴリーにおいて、2,000以上の商品およびサービス(ライセンス数としては90、企業数:62社)が認定を受けている(2015年2月時点)。



日本とニュージーランドの間では2005年に「Mutual Recognition Agreement Environmental Choice New Zealand Japan Eco Mark Programs」[日本エコマークとニュージーランド環境チョイスの相互認証に関する基本合意書]と「Agreement between Japan Environment Association and The New Zealand Ecolabelling Trust」[財団法人日本環境協会とニュージーランドエコラベリングトラスト間の合意]の2種類の合意書を締結しており、複写機、プリンタに関して相互認証を行っている。NZETによると、現在、複写機・プリンタの認定商品253は全て日本のエコマーク認定商品であり、エコマークとの相互認証(共通基準の審査を省略)を活用して認定されている。事業者のニーズ調査においても、ニュージーランド環境チョイスの取得について障害となる事項は報告されていない。

なお、ニュージーランド環境チョイスでは、洗面用具(2015年3月改定)、スチール製品および内装材基準の改定作業が行われている。

4-2-5 タイ王国「グリーンラベル」

タイでは、タイ環境研究所(TEI)が運営している「タイグリーンラベル」がある。2015年1月時点で、97の商品カテゴリーにおいて、600の商品およびサービス(企業数:82社)が認定を受けている。



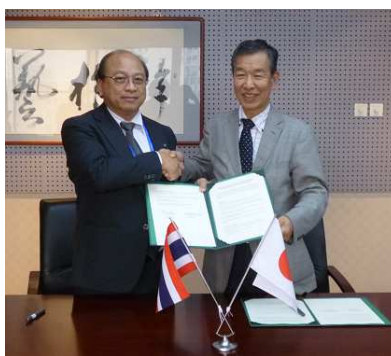
タイグリーンラベルについては、タイのGPPにおいてもタイグリーンラベルの取得が有利に働くため、多くの日系企業が複写機で認定を取得しているが、審査が長期間かかることや審査関係の証明等への対応から、相互認証を要望する声が多い。

そこで、日本とタイ間では、2004年に相互認証の基本合意書「Mutual Recognition Agreement Japan Eco Mark and Thailand Green Label」を締結しているが、その後は相互認証の実施方法が定まらず、しばらくの間は具体的な進展はなかった。そのため、2012年11月、2013年6月および2014年5月と3回にわたり、日本とタイの環境ラベルの相互認証の実施に向けた協議を継続してきた。これまでに相互認証の対象は「プリンタ」と「複写機」にすることは決まっており、2014年5月23日にタイ・ノンタブリーで行われ

た会議においては、相互認証の実施に向けた手順(フロー)方法およびエコマーク No.155 基準に対応する共通基準項目が設定された(「プリンタ」共通基準項目 25、「複写機」共通基準項目 28)。そして同年 9 月に運用規則に関する合意書を締結し、正式に相互認証の運用が開始された。2014 年 12 月に早速タイグリーンラベルとの相互認証の活用を希望する日本の事業者に相互認証用の「エコマーク認定証」をタイに申請する 7 機種に対して発行した。近いうちに相互認証を利用してグリーンラベルの認証を取得した事例がでるものと予想している。(合意書は資料編 4-3 参照のこと)



タイグリーンラベルとの会議



合意書の締結式

タイグリーンラベルは、現在下表 4-5 の基準の策定と見直しを計画している。なお、この基準策定には、ドイツ GIZ の支援によりタイグリーンラベルに気候変動の要素を盛り込む「低炭素経済のための持続可能な消費と生産 - 低エミッションの公共調達と環境ラベル (SCP4LCE)」のプロジェクトが連動して動いている。

表 4-5. タイグリーンラベルの基準策定/見直し一覧

No	商品カテゴリ		SCP4LCE のプロジェクトの対象
【新規】			
1	Hot & Cold water machine/dispenser	ウォーターサーバー	○
2	Van	自動車	○
3	Portland cement	ポルトランドセメント	
4	Leather cleaning product	革クリーニング製品	
5	Break lining	ブレーキライニング	
6	Car garage (service sector)	自動車整備(サービス業)	
7	PVC pipe for drinking water	飲料水用 PVC パイプ	
8	Paper package	紙製包装材	
9	Plastic package	プラスチック製包装材	
10	UPS	無停電電源装置	○
11	Printing and writing paper products	印刷・情報用紙	○
【見直し】			
1	Commercial display refrigerator	家庭用冷蔵庫	○
2	Steel furniture	金属製家具	○
3	Car tire	自動車用タイヤ	○
4	Air conditioner	エアコン	○
5	Paint for tile roof	屋根タイル用塗料	
6	Floor cleaning product	床清掃用品	
7	Fluorescent lamp	蛍光灯	○
8	Computer product	コンピュータ	○
9	Printing machine	プリンタ	○
10	Copier	複写機	○

No	商品カテゴリ		SCP4LCE のプロジェクトの対象
11	Ink cartridge	インクカートリッジ	
—	Toner cartridge	トナーカートリッジ	○

4-2-6 台湾「グリーンマーク」

台湾のタイプ I 環境ラベルとしては、環境開発財団(EDF)が運営している「グリーンマーク」がある。現在、7 サービスを含む 139 の商品カテゴリにおいて、11,462 商品またはサービス(企業数：593 社)が認定を受けている(2015 年 1 月末時点)。



昨年度実施したニーズ調査によると、グリーンマークの認定取得事業者は、ブルーエンジェルに次いで 9 社と多く、かつ相互認証の希望も多かった(8 社)。また、グリーンマークの申請や監査方法については、そのニーズ調査においても非常に多くの意見が寄せられている。

エコマークとグリーンマークは、2003 年に相互認証の基本合意書「Mutual Recognition Agreement Eco Mark and Green Mark Programs」[エコマークとグリーンマークプログラムの相互認証に関する基本合意書]を締結しているが、現時点において相互認証の実施例はない。その理由としては、日本と台湾側の相互認証の考え方の違いによる。日本のエコマークでは、特定のカテゴリにおいて共通基準を策定し、共通基準項目の審査を相手国で省略できる相互認証のスタイルをとっているが、台湾では共通基準を策定せずに相手国の基準を代理で審査する相互認証の方式をとっている。

また、台湾のグリーンマーク基準には、細かい判断基準や証明方法が記載されていないため、事業者による申請への対応を難しくしている一因ともなっている。一方、取得理由の「公共調達で環境ラベルの取得が求められる」と 7 社が回答した通り、公共調達においては、グリーンマークが重要な位置を占めている。

そのため、2014 年 10 月に 2 日間にわたり EDF と相互認証協議を台湾・台北にて開催した。エコマークからは他の海外環境ラベル機関との相互認証の取り組みや実績を説明するとともに、EDF との相互認証の実施方法としてエコマークが採用している共通基準項目を設ける相互認証スキームの採用を提案し、EDF から合意を取り付けた。同時に、最初の対象カテゴリとして「複写機・プリンタなどの画像機器」での共通基準を策定することで合意した。2015 年度に本格的な協議を実施する予定としている。



エコマークー台湾グリーンマークの相互認証会議

4-2-7 北米「エコロゴ」

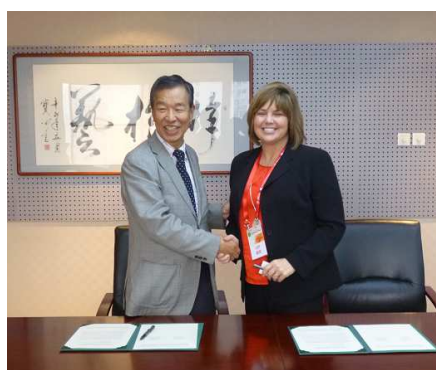
エコロゴは、UL(UNDER WRITERS'LABORATORIES INC.)によって運営されており、2014年には76の基準があり、約10,000以上の認定実績(企業数:約450社以上)がある。ULは日本にもオフィス(株式会社UL Japan)があり、エコロゴは日本の窓口で申請、取得が可能となっている。



昨年度本業務で実施したニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるエコロゴの認定取得は6社と多く、そのうち5社は相互認証の実施を希望している。事業者による取得理由としては、「現地法人からの要望があるから」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働くから」等が多く挙げられている。

エコロゴの「画像機器」基準は、ドイツ・ブルーエンジェル基準やエネルギースタープログラム基準を引用しているため共通点が多いが、引用元のブルーエンジェルのバージョンが古いなど細かい部分で基準に違いがある。

(公財)日本環境協会では、上記のニーズ調査の結果から、ULとの相互認証についても2014年度に優先的に相互認証の協議を進める機関の一つとして協議を進めてきた。具体的には、2014年5月に北米(カナダ)のエコロゴ事務局と会議を行い、早期に相互認証協定の締結を目指すこと、および複写機・プリンタなどの画像機器を最初の対象カテゴリとする結論を得た。その後、2014年7月24日に株式会社UL Japan(日本)との協議を実施し、また並行して北米(カナダ)のエコロゴ事務局と電子メール等を活用して協議を進めてきた。7月の協議では、両機関の制度概要について双方の理解を深めるとともに相互認証の基本合意書、認証手順および運用規則についても大筋で合意し、9月に相互認証の基本合意書(附属書として、認証手順および運用規則)を締結した。2015年度は、画像機器の共通基準の設定協議を進めることとしている。(合意書は資料編4-4参照のこと)



合意書の締結式

4-2-8 ドイツ連邦共和国「ブルーエンジェル」

ブルーエンジェルは、1978年に世界で初めて開始されたタイプI環境ラベルで、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)が所有権を持ち、ドイツ連邦環境庁(UBA)、ドイツ品質保証・表示協会(RAL gGmbH)、環境ラベル審査会(Jury)の3機関が連



携して運営している。2015年3月時点で、117の商品カテゴリ数に対して、約12,000商品またはサービス(ライセンス数：6,360、企業数：約866社)が認定されている。

これまで、日本の複写機・プリンタの事業者において最も相互認証の要望が高かった。昨年度の事業者によるニーズ調査(アンケート調査)では、ブルーエンジェル取得理由としては、9社が「現地法人からの要望があるから」、7社が「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働くから」のほか、「公共調達で環境ラベルの取得が義務づけられているから」(5社)や「現地の競合他社が取得しているから」(5社)の意見が挙げられた。また、「基準の制改定の情報や基準設定根拠に関する情報が得にくい」、「騒音の測定データが日本では取れない」、または「申請書類の書き方が分かり難い」などの課題も挙げられた。

2007年12月に日本エコマークとブルーエンジェルとの相互認証協議をドイツで実施し、その時の結論として2008年5月の審査会(Jury)で審議するとのことだったが、その後、数度に渡る要請にも関わらず進展は見られなかった。昨年度のニーズ調査の結果を受けて、2013年11月には(公財)日本環境協会がブルーエンジェルの担当者に対して意向調査を行い、ドイツ側からも2014年に他のラベルも含めて相互認証を進めたいとの考えをもって、いることが明らかになった。

(公財)日本環境協会では、ブルーエンジェル RAL-UZ171 基準をもとに、2014年5月にエコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準を制定した。ブルーエンジェルとの相互認証は日本の複写機・プリンタ事業者の希望も多いことから、2014年5月から本格的に協議を行った。最初に、相互認証に関する双方の考え方を確認した後、9月の GEN AGM の機会を利用し、2カ国協議を行い、11月10日にドイツ・ベルリンにて、BMUB、UBA ならびに RAL gGmbH と相互認証の基本合意書を締結した。また、共通基準を設定する対象カテゴリとして「複写機・プリンタなどの画像機器」を採り上げることで合意した。2015年度は、「画像機器」の共通基準の策定と相互認証の認証手順および運用規則について協議を進める予定としている。(合意書は資料編 4-5 参照のこと)



合意書の締結式

ブルーエンジェルでは、現在下表 4-6 の基準を新たに策定または見直し中としている。

表 4-6. ドイツ・ブルーエンジェルの基準策定/見直し一覧

Office sector / オフィス部門		
1	Remanufactured Ink Cartridges	再生インクカートリッジ
2	Writing and marking equipment	筆記具およびマーキングペン

3	Self-inking stamps	スタンプ
Building technology and products / 建築技術製品		
4	Air Conditioners	エアコン(印章セット)
5	Interior plasters	内装用プラスター
6	Office lighting	オフィス照明
7	Transparent plastic boards for outdoor applications	屋外用途の透明プラスチックボード
Transport sector / 運輸部門		
8	Pedelecs (E-Bikes)	電動自転車
Other consumer products / 他の消費者向け商品		
9	Toys	玩具
10	Washing detergents and dishwashing detergents	洗濯用洗剤と食器用洗剤
11	Craft glue	工作用のり
12	Plastic products from renewable raw materials	再生可能なプラスチック製品
13	Paints for artists	アーティストのための塗料
14	Fertilizer	肥料
15	Sustainable investment products	持続可能な投資商品

4-3 相互認証の拡大に向けた調査検討

昨年度の本業務において実施した事業者、業界団体のニーズ調査では、複写機・プリンタの事業者が最も海外展開に積極的であり、多くの海外環境ラベルを取得し、相互認証を望んでいる現状が明らかになった。ここでは日本のエコマークと海外環境ラベル機関との相互認証の更なる拡大を図るため、相互認証協定を締結していないシンガポールグリーンラベルおよび香港グリーンラベルとの協議状況をまとめた。

なお、昨年度、本項で報告したブルーエンジェルおよびエコロゴとの協議状況は前項で報告した通りである。

4-3-1 シンガポール共和国「グリーンラベル」

シンガポールのタイプ I 環境ラベルとしては、シンガポール環境協議会(SEC)が運営している「シンガポールグリーンラベル」がある。現在、37 の商品カテゴリにおいて、2,861 商品(企業数：670 社)が認定を受けている(2015 年 2 月時点)。現在、トナー・インクカートリッジ基準を策定中であることから、エコマークで改定作業中であるトナー・インクカートリッジ基準と、将来的な相互認証の可能性も視野に入れ情報交換を行っている。



昨年度本業務で実施したニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるグリーンラベルの認定取得は 5 社と多く、相互認証の要望も 4 社と少なくはない。取得理由としては、「現地法人からの要望があるから」や「公共調達で環境ラベルの取得が義務づけられているから」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働くから」等の回答があった。

2013 年 11 月のシンガポールグリーンラベルの担当者への意向調査では、日本エコマークとシンガポールグリーンラベルとの相互認証の実施に強く興味を持っていた。そのため、2014 年 4 月 24 日に相互認証の実施に向けたキックオフミーティング(Skype を用いたウェブ会議)を行い、お互いの環境ラベル制度の理解を深めるとともに、この会議で相互認証の基本的な進め方を確認した。同 5 月に日本から相互認証の基本合意書及び規則(ドラフト)の提案を行った結果、8 月 7 日のウェブ会議において、相互認証の基本合意書ならびに規則(認証手順の合意書)の内容について合意に至った。現在、SEC がグリーンラベル部門を SEC から独立させる手続きを行っていることから、組織改編が終了した後に基本合意書に署名する予定となっている。また共通基準を設定する対象カテゴリとして、複写機、プリンタを取り上げることの合意を得ており、2015 年度も継続的な協議を進めていく計画である。

4-3-2 香港「グリーンラベル」

香港のタイプ I 環境ラベルとして 2 つあるが、Green Council(GC)が運営する「香港グリーンラベル」では 59 の商品カテゴリにおいて、83 商品(企業数：47 社¹)が認定を受けている(2014 年 10 月時点)。昨年度の



¹ URL: http://www.greencouncil.org/eng/doc/HKGLS_PRODUCT_LIST_Oct14.pdf

本業務では、日本の複写機・プリンタ事業者へのニーズ調査によれば、香港グリーンラベルの認定取得は2社で、公共調達や香港での販売に有利に働くため、相互認証の希望する声が寄せられている。

(公財)日本環境協会では、他の環境ラベルと比べて相互認証実施の優先順位は高くはないが、最初のステップとして相互認証の基本合意書を締結することを目指すこととしている。2014年度には、グリーンラベルの責任者とGEN AGMや他の国際会議などの機会を通じて情報交換するとともに、エコマークとの相互認証の基本合意書の締結に向けて、電子メール等も活用しながら、協議を進めている。2015年度中の合意書締結を目標に協議を進めていくこととしている。